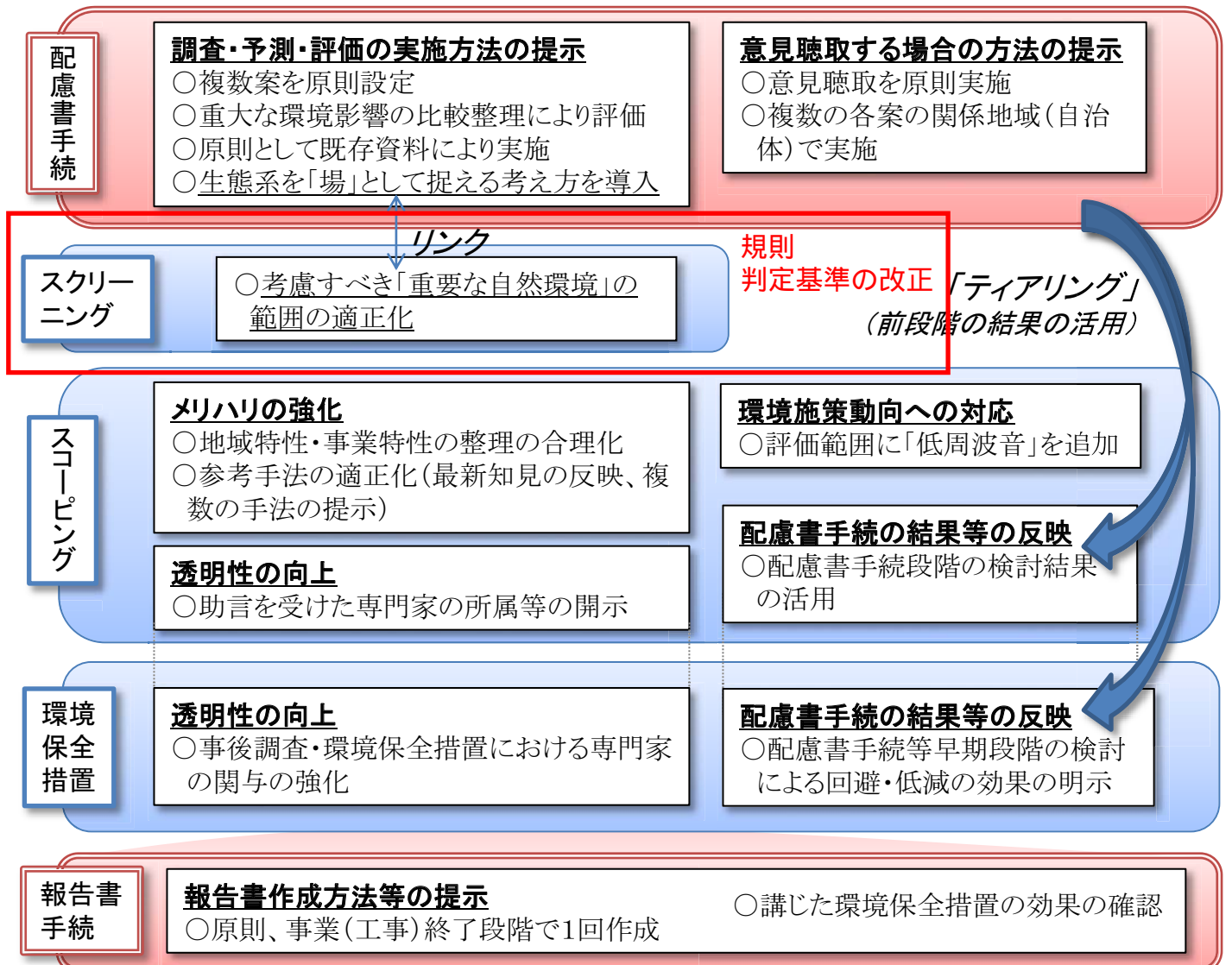
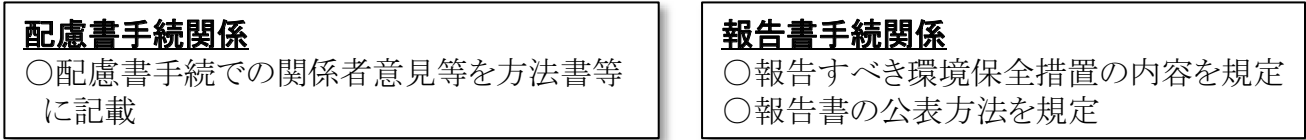


環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書の概要

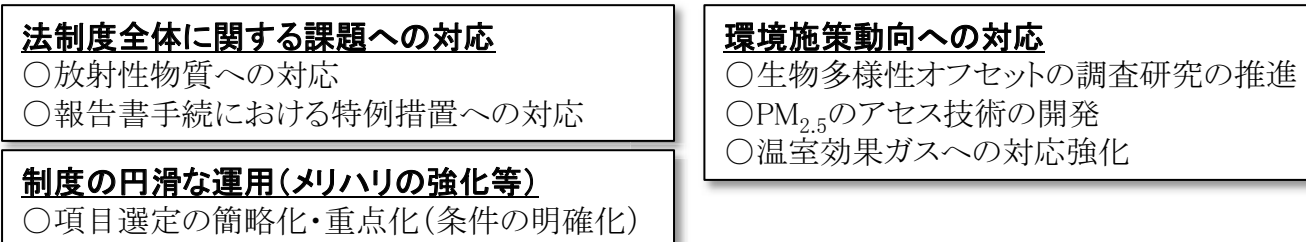
1. 基本的事項(告示)により対応する事項



2. 環境省令により対応する事項



3. 制度の円滑な実施に向けて



凡例 : 改正法に伴い追加される手続 : 現行の手続(現行規定の見直し等)

基本的事項の改正 新旧対照表（判定基準）

改正前	改正後
<p>第一 判定基準に関する基本的事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 判定基準の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 環境の状況その他の事情に基づく判定基準 環境の状況その他の事情に基づく判定基準は、次に掲げる内容を含むものとする。</p> <p>ア 環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合</p> <p>例えば、次に掲げる場合がこれに該当する。</p> <p>(ア) 閉鎖性の高い水域等の、当該事業の実施により排出される汚染物質が滞留しやすい地域において、当該汚染物質により環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合</p> <p>(イ) 学校、病院、住居専用地域、水道原水取水地点等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な地域又は対象に対して人の健康の保護又は生活環境の保全上の影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合</p> <p>(ウ) <u>自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等</u>の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場としての自然環境 _____ に対して環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>考慮すべき「重要な自然環境」の範囲の適正化</p> <p>基本的事項に、新たに、次のものを追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里地里山等、人の手は入っているが、生態系の保全等の上で重要な自然環境 ・ 地域において重要な機能を有する自然環境 ・ 地域を特徴付ける重要な自然環境 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>法アセスにおいて各事業の主務省令に反映</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>法の趣旨を踏まえ、条例の判定基準を改正する。 (規則改正)</p> </div> </div> <p>イ～ウ(略)</p>	<p>第三 判定基準に関する基本的事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 判定基準の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 環境の状況その他の事情に基づく判定基準 環境の状況その他の事情に基づく判定基準は、次に掲げる内容を含むものとする。</p> <p>ア 環境影響を受けやすい地域又は対象等が存在する場合</p> <p>例えば、次に掲げる場合がこれに該当する。</p> <p>(ア) 閉鎖性の高い水域等の、当該事業の実施により排出される汚染物質が滞留しやすい地域において、当該汚染物質により環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合</p> <p>(イ) 学校、病院、住居専用地域、水道原水取水地点等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な地域又は対象に対して人の健康の保護又は生活環境の保全上の影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合</p> <p>(ウ) _____ 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、<u>野生生物の重要な生息・生育の場としての自然環境その他、次に掲げる重要な自然環境に対して環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合</u></p> <p>(i) <u>自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸等、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境</u></p> <p>(ii) <u>里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境</u></p> <p>(iii) <u>水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境</u></p> <p>(iv) <u>都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等)並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境</u></p> <p>イ～ウ(略)</p>

環境影響評価条例改正のスケジュールについて

		環境審議会 環境管理部会	審議内容・府の対応	国の動き
平成 23 年度	4			改正法成立
	6	第1回	条例改正諮問・法改正概要説明等	
	8	第2回	方法書説明会、図書のインターネット公表等の検討	
	9	第3回	風力発電所規模要件、答申案の検討	
	10			政省令改正
	11	第4回	第一次答申（11.7） （水質関係の審議）答申内容等報告	
	12		条例改正（12.27）	
	3		規則改正（3.30）	
平成 24 年度	4		改正条例一部施行	改正法一部施行 基本的事項公表
	10			政省令改正
	11	第5回	戦略アセス・法配慮書概要説明	廃棄物主務省令
	3			発電所・空港（防衛） 主務省令
平成 25 年度	4			改正法全面施行 全事業主務省令
	5	第6回	主務省令概要説明、条例改正素案の検討	
	6			
	7	第7回	パブコメ案の検討	
	8	(第8回)	(パブコメの検討)	
	10		<ul style="list-style-type: none"> ・ 府議会への報告 ）パブリック・コメント 	
	11	(第9回)		答申案の検討
	12	(第10回)	(答申の検討)	
	1		答申	
3		<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正条例議会上程 		
平成 26 年度	4		環境影響評価専門委員会答申 技術指針改正	
	7		改正条例施行（予定）	